

14 市税ガイド

1 市民税（個人・法人）

(1) 個人市民税

ア 個人市民税とは？

個人の前年1年間の所得に基づき、毎年1月1日現在市内に住所がある方に課税されるものです。個人市民税として「所得割」と「均等割」が課税されます。

イ 税額の算定等

① 税率

● 所得割

前年の所得金額が一定の金額を超えた場合に、その金額に応じた負担割合により、市民税を納付していただくものです。

【所得割額の計算方法】

収入金額 - 必要経費 = 所得金額

所得金額 - 所得控除額 = 課税標準額（1,000円未満切捨て）

（課税標準額 × 税率） - 税額控除額 = **所得割額**
（100円未満切捨て）

税率（10%）⇒ 市民税（調布市）6%
都民税（東京都）4%

● 均等割

前年の所得金額が一定の金額を超えた場合に、一律の税額を納付していただくものです。

税額 市民税（調布市）3,500円
都民税（東京都）1,500円

また、調布市に住民登録がなくても、調布市に事務所、事業所または家屋敷がある方には、同じく均等割が課税されます。

平成26年度から令和5年度までは、東日本大震災に係る復興対策として、市・都民税にそれぞれ500円が加算されます。

令和6年度からは、森林環境税として、市・都民税にそれぞれ500円が加算されます。

② 普通徴収と特別徴収

市民税の納税方法には「普通徴収」と「特別徴収」の2つがあります。さらに特別徴収には「給与からの特別徴収（給与特別徴収）」と「公的年金からの特別徴収（年金特別徴収）」があります。

● 「普通徴収」とは

普通徴収の場合は、市民税を6月末・8月末・10月末・翌年1月末と年4回に分けて、納税義務者である個人が直接市から送付する納税通知書で、市民税を銀行や郵便局、コンビニ等で納入します。

自営業など個人でお店を経営されている方、事業所にお勤めの方でお勤め先が特別徴収を行っていない方などが、この納税方法になります。

● 「給与特別徴収」とは

給与特別徴収の場合は、給与の支払者（会社など）が毎月の給与の支払の際に、給与所得者の給与から市民税を差し引いて、市区町村に納入します。給与の支払者を特別徴収義務者と呼んでいます。給与からの特別徴収は6月から翌年5月までの12ヶ月間で行なわれます。

● 「年金特別徴収」とは

公的年金受給者に対する納税の便宜を図り、市町村における徴収の効率化を図るため、年金保険者（日本年金機構など）が、市民税を年金から差し引いて、市へ納入します。

その年度の4月1日現在「65歳以上の年金受給者で個人住民税の納税義務がある方」が対象になります。

(2) 法人市民税

ア 法人市民税とは？

法人市民税とは、調布市内に事務所または事業所、寮等を有する法人にかかる税金です。
税金の内容は、資本金等の額と従業員数を基に課税される「均等割」と国税として申告した法人税額を基に積算、課税される「法人税割」の2種類からなっています。

イ 税額の算定等

①「均等割」とは

調布市内に事務所や事業所を有する法人に「資本金等の金額（注1）」と従業者数の人数に応じた税額表に基づき、法人の所得の有無にかかわらず課税されます。

調布市の法人市民税「均等割」の税率

資本金等の金額	市内の事務所等に 勤務する従業員数	50人以下	50人超
	50億円超		410,000円
10億円超～50億円以下		410,000円	1,750,000円
1億円超～10億円以下		160,000円	400,000円
1千万円超～1億円以下		130,000円	150,000円
1千万円以下		50,000円	120,000円
上記以外の法人等		50,000円	

注1 資本金等の金額：法人税法に規定する資本金等の額に、無償増資及び無償減資等による欠損の補填の額を加減算した金額

②「法人税割」とは

国税「法人税」として申告した「法人税」額を、法人市民税の課税標準額として税額の積算根拠とし、法人税割の計算を行います。「資本の金額（注2）」によって税率が異なります。

調布市の法人市民税「法人税割」の税率

資本の金額	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度の税率	平成26年10月1日から 令和元年9月30日に 開始する事業年度の税率
1億円超	8.4%	12.1%
1億円以下	6.0%	9.7%

注2 資本の金額：資本金の額又は出資金の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）

③申告と納付

法人市民税は、それぞれの法人が定めている事業年度が終了した後、一定期間内に納付すべき税額を法人が自ら算出して申告し、その申告した税額を自ら納める申告納付方式となっています。

2 固定資産税

(1) 固定資産税の概要

ア 固定資産税とは？

固定資産税とは、毎年1月1日に、土地、家屋及び償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

イ 税額の算定等

① 税率

- 1 固定資産を評価して価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。
- 2 課税標準額 × 税率（注1）＝ 税額 となります。

注1 税率は、市町村の条例で定めることとされています。調布市の税率は1.4%です。

② 固定資産の評価

固定資産の評価は総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定します。土地と家屋の評価額については、3年に一度の基準年度（現行令和3年度、次回は令和6年度）に評価替えを行い、原則、第二年度、第三年度は新たな評価を行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。ただし、第二年度または第三年度中に土地の地目の変換、家屋の新增築などが行われた場合など、基準年度の価格によることが適当でない土地または家屋については、新たに評価を行い価格を決定します。原則として固定資産の決定価格が課税標準額になります。課税標準額は税率を乗じて税額を算定する基礎となる数値のことです。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

③ 土地の評価

固定資産評価基準によって、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格（正常な条件のもとにおいて成立する取引価格）を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目とは、土地を利用面から分類した名称で、宅地、田及び畑（あわせて農地といいます）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況の地目によります。

●宅地の評価方法

商業地や住宅地など利用状況に応じて区分し、それを街路の状況や公共施設等からの距離などを考慮して区分します。

↓
標準宅地（奥行、間口、形状等が標準的なもの）を選定します。

※道路に面している正方形に近い矩形、評価を行う地域で標準的と考えられる宅地

↓
主要な街路の路線価を付設します。

※地価公示価格、都道府県地価調査価格および鑑定評価価格の活用

↓
その他の街路の路線価に比準します。

↓
各筆（注2）の評価（一画地（注3）の宅地ごとに評価額を算出します）

注2 登記簿における一個の土地を指す単位

注3 一画地は原則として一筆の宅地ですが、利用状況によって二筆以上の宅地を合わせたり、一筆の一部をもって一画地とします。

※宅地の評価については、平成6年度の評価替えから、地価公示価格等の7割を目途に均衡化・適正化を図っています。

●農地、山林の評価方法

状況の類似する地区ごとに標準地を選定し、その標準地の評価額に比準して評価します。ただし、市街化区域農地や宅地等への転用許可を受けた農地等については、状況が類似する宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費を控除した価額によって評価します。

●牧場、原野、雑種地等の評価方法

売買実例価額や付近の土地の評価額に基づくなどの方法により評価します。

④ 家屋の評価

固定資産評価基準によって、再建築価格を基礎に評価します。

●新築家屋の評価

評価額 = 再建築費価格 × 経年減点補正率（注4） × 評点一点当たりの価額（注5）

再建築費価格：評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築した場合に必要なとされる建築費

注4 経年減点補正率：家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわしたもの。

注5 評点一点当たりの価額：物価の水準や設計管理費等による補正（原則として調布市では木造が1.05、非木造が1.10）

●新築以外の家屋の評価

新築以外の家屋については、基準年度（現行令和3年度、次回は令和6年度）に評価替えが行われます。評価額は、下記の算式により求めます。下記算式による評価額が前年度の価額を越える場合には、評価額は引き上げられることなく、原則として前年度の価額に据え置かれます。

評価額 = 前年度の再建築価格 × 再建築費評点補正率（注6） × 経年減点補正率 × 評点一点当たりの価額

注6 再建築費評点補正率：建築物価の変動を考慮するために用いられる。物価が上がった場合は増点補正，下がった場合は減点補正が適用される。

⑤ 償却資産の評価

◎ 償却資産の評価・課税のしくみ

固定資産評価基準によって、その償却資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法（毎年度の償却率が一定となるように償却額を算出する方法）です。

償却資産とは、商店、工場、病院、アパート・マンションなどを経営している方が、その事業のために用いている構築物、機械、装置、船舶、航空機、車両（ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除きます）、工具、器具、備品などをいいます（詳しくは、下記「償却資産の具体例」を御参照ください）。

毎年、所有者からの申告書の提出を受け、その申告内容をもとに評価額を算出し、市長が価格を決定します。

ただし、鉄道施設や送電線など複数の都道府県にまたがる償却資産は総務大臣が、複数の市町村にまたがる償却資産は知事が、それぞれ関係する市町村に償却資産の価格を配分して通知することになっています。

◎ 償却資産の具体例

償却資産の種類	具体例
構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事等
機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）等
船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、フォークリフト等
工具、器具及び備品	事務用機器（パソコン、コピー機等）、陳列ケース、医療機器、測定工具、理容及び美容機器、ルームエアコン、家具（事務机、応接セット等）、レジスター、自動販売機等

3 軽自動車税

(1) 軽自動車税の概要

ア 軽自動車税（種別割）とは？

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在原動機付自転車・軽四輪車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車等を保有し、調布市内を主たる定置場として登録している方に課税されます。

令和元年10月から、三輪以上の軽自動車の取得時に、取得した車両の環境性能に応じて課税する環境性能割が導入されたことに伴い、従来の軽自動車税が軽自動車税（種別割）として区分されました。

イ 税額の算定等

税制改正に伴い、平成28年度から軽自動車等に対する税額が変更になりました。二輪車等及び三輪以上の軽自動車については次の税額が適用されます。

①二輪車・小型特殊自動車

区分	原動機付自転車					小型特殊自動車		二輪の軽自動車 (125cc超～ 250cc以下、 側車付のものを 含む)	二輪の 小型自動車 (250cc超)
	特定小型 原動機付 自転車	50cc以下	50cc超～ 90cc以下	90cc超～ 125cc以下	ミニカー	農業 作業用	その他		
税額 (年額)	2,000円	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	2,400円	5,900円	3,600円	6,000円

②三輪以上の軽自動車

区分			税額（年額）		
			旧税額	新税額	重課税額 ※1
			平成27年3月31日までに 車両番号の指定を 受けた車両	平成27年4月1日以降に 車両番号の指定を 受けた車両	初度検査から 13年経過した車両
四 輪 以 上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪（660cc以下のもの）			3,100円	3,900円	4,600円

※1 環境に配慮した燃料（電気、燃料電池、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用）を使用した車両並びに被けん引車は、重課税額の対象外。

③登録等の手続

軽自動車等に関する新規登録・名義変更・主たる定置場等の変更の申告は、その事由の生じた日から15日以内に、廃車等により軽自動車等の所有者でなくなった場合は、その日から30日以内に所定の申告書を提出するよう定められています。

● 調布市で手続するもの

- ◎ 排気量が125cc以下の
原動機付自転車・小型特殊自動車等
⇒ 市役所3階市民税課

● 調布市以外で手続するもの

- ◎ 排気量が125cc超の二輪車
⇒ 東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所
- ◎ 軽三輪車・軽四輪車
⇒ 軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所

④三輪以上の軽自動車のグリーン化特例

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負担の小さい軽自動車（三輪・四輪）について、初めて車両番号の指定を受けた翌年度分の種別割の税額を軽減（概ね75%、50%、25%）する特例措置です。

自家用乗用の電気自動車・天然ガス自動車及び営業用乗用のガソリン車・ハイブリッド車のみ、電気自動車等は概ね75%、ガソリン車等は概ね50%、25%が軽減されます。

令和5年度地方税制改正で、適用期限が令和7年度に取得する車両まで延長されました。

◎ グリーン化特例の税額

区分			税額（年額）			
			電気自動車 天然ガス自動車		ガソリン車・ハイブリッド車	
			75%軽減※2		50%軽減※3	25%軽減※4
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	-	-	
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円	
	貨物用	自家用	1,300円	-	-	
		営業用	1,000円	-	-	
三輪（660cc以下のもの）			1,000円	2,000円※8	3,000円※5	

※2 概ね75%軽減 平成30年排ガス規制適合又は平成21年排ガス規制Nox10%低減

※3 概ね50%軽減 平成30年排ガス規制50%低減又は平成17年排ガス規制75%低減
かつ令和2年度燃費基準達成+令和12年度燃費基準90%達成

※4 概ね25%軽減 平成30年排ガス規制50%低減又は平成17年排ガス規制75%低減
かつ令和2年度燃費基準達成+令和12年度燃費基準70%達成

※5 三輪の軽自動車の50パーセント軽減、25パーセント軽減は、乗用・営業用車に限ります。

ウ 軽自動車税（環境性能割）

令和元年10月1日の消費税率10%への引き上げにあわせて自動車取得税（都税）を廃止し、新たに環境性能割が創設されました。

環境性能割は、新車、中古車を問わず50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した人に課されるもので、税額は課税標準である取得価額に対し、環境性能に応じた税率（0%～2%）を乗じて算出します。

税率区分は2年ごとに見直すこととされており、令和4年度末が見直しの時期に当たりますが、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置くこととなりました。

なお、環境性能割は市税ですが、賦課徴収は、当分の間、都道府県が行うこととなっています。

◎税率一覧

区分	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
軽乗用車	電気自動車，燃料電池車，天然ガス車（平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制からNO _x 10%低減）		非課税	非課税
	ガソリン車 ハイブリッド車	令和12年燃費基準75%達成かつ令和2年燃費基準達成車	非課税	非課税
		令和12年燃費基準60%達成かつ令和2年燃費基準達成車	1% （非課税）※	0.5%
		令和12年燃費基準55%達成車	2% （1%）※	1.0%
上記以外の車			2% （1%）※	2.0%
軽貨物車	電気自動車，燃料電池車，天然ガス車（平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制からNO _x 10%低減）		非課税	非課税
	ガソリン車 ハイブリッド車	平成27年燃費基準+25%達成車	非課税	非課税
		平成27年燃費基準+20%達成車	1.0%	0.5%
		平成27年燃費基準+15%達成車	2.0%	1.0%
上記以外の車			2.0%	2.0%

※平成31年度税制改正における消費税引き上げに伴う対応や令和2年度の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置及び令和3年度の臨時的軽減の延長措置により、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車の軽自動車については、環境性能割の税率が1%軽減されていました。

4 市たばこ税

(1) 市たばこ税の概要

ア 市たばこ税とは？

たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に税金分が含まれています。
市たばこ税のほか、国たばこ税、都たばこ税があります。また、輸入たばこについても、国産たばこと同様に課税されています。
市たばこ税は、市内でたばこが買われた場合に、市の収入となり、市の様々な施策に活用されています。

イ 税額の算定等

① 税率

◎ たばこ課税のしくみ

1 納税者

たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)、特定販売業者(外国産たばこの輸入業者)、卸売販売業者など

2 納付額

市たばこ税の税率は、平成28年4月から段階的に引き上げられており、平成30年10月から令和3年10月までの間で、国や都道府県たばこ税とともに段階的に引き上げられました。

旧3級品の特例税率は、令和元年10月から廃止されました。

(単位：円/1,000本)

実施時期	一般の紙巻きたばこ			旧3級品		
	市町村 たばこ税	都道府県 たばこ税	国の たばこ税	市町村 たばこ税	都道府県 たばこ税	国の たばこ税
平成28年4月1日	5,262	860	6,122	2,925	481	3,406
平成29年4月1日	↓	↓	↓	3,355	551	3,906
平成30年4月1日	↓	↓	↓	4,000	656	4,656
平成30年10月1日	5,692	930	6,622	↓	↓	↓
令和元年10月1日	↓	↓	↓	5,692	930	6,622
令和2年10月1日	6,122	1,000	7,122			
令和3年10月1日	6,552	1,070	7,622			

3 納付方法等

1ヶ月分の製造たばこの品目ごとの売り渡し本数をまとめて税額を計算し、翌月末日までに市に申告して納付します。

② 手持品課税

◎ 手持品課税とは？

1 手持品課税とは

手持品課税とは、たばこ税率引き上げの日の午前0時現在において、たばこの販売業者の方が、店舗や倉庫等で一定以上の紙巻きたばこを販売のために所持している場合に、その所持する紙巻きたばこについて、税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税するもので、該当する販売業者の方が申告と納付を行います。

2 手持品課税を行う理由

地方たばこ税は、卸売販売業者等が小売販売業者に製造たばこを売り渡した時に課される税であることから、税率引き上げ前に製造場から移出されて流通段階に留まっている製造たばこについても、税率改正後に製造場から出荷又は売り渡される製造たばこと同一の税負担を求めることとされています。

③ 葉巻たばこの税率

◎ 課税方式の見直し

葉巻たばこの税率は、葉巻たばこの重量1gにつき紙巻きたばこ1本とされていましたが、令和2年度税制改正により、令和2年10月1日以降、1本当たりの重量が1g未満の軽量な葉巻たばこについては、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方式となります。

激変緩和等の観点から、令和3年9月30日までの間については、見直しの対象を1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこに限ることとし、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する方式とする経過措置が講じられます。

なお、重量が1g以上の葉巻たばこについては、従来どおり1gにつき紙巻きたばこ1本とする重量比例課税が維持されます。

5 入湯税

(1) 入湯税の概要

ア 入湯税とは？

「入湯税」とは、鉱泉浴場の入湯客に対してかかる市町村税です。環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるための目的税です。

イ 税額の算定等

① 税率

◎ 入湯税のしくみ

入湯税とは、鉱泉浴場の入湯客に対してかかる市町村税です。

- 1 納付額 1人1日につき150円。※入湯料金が1,200円を超える鉱泉浴場に課税されます。
(調布市税賦課徴収条例第143条、調布市税賦課徴収施行規則第29条の2)
- 2 納付方法 鉱泉浴場等の経営者が入湯客から税金を預かり、市役所に申告して納付します。

6 都市計画税

都市計画税の概要

ア 都市計画税とは？

都市計画税とは、都市計画事業や土地区画整理事業等のまちづくり事業に必要な経費に充てるため、毎年1月1日に市街化区域内の土地及び家屋を所有している方が、その土地及び家屋の所在する市町村に固定資産税とあわせて納める税金です。

イ 税額の算定等

① 税率

- 1 固定資産税の土地・家屋の評価額をもとに課税標準額を算定します。
- 2 $\text{課税標準額} \times \text{税率 (注1)} = \text{税額}$ となります。
(注1) 都市計画税の税率は、市町村の条例で定めることとされています。令和5年度の調布市の税率は0.24%です

② 土地・家屋の評価

都市計画税における土地・家屋の価格は、固定資産税の評価額となっています。
課税標準額とは税率を乗じて税額を算定する基礎となる数値のことです。原則として、土地・家屋の価格が課税標準額になります。
しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。